

分離・分割発注に係る適切事例

発注機関が分離・分割発注を的確に運用し、より活用していくための
効率的な分離・分割発注事例

企画・デザインと印刷を分離発注した事例
～佐賀県広報誌「海風つーしん」の発行～

専門工事毎に分離発注している事例
～国立大学法人信州大学の宿舎建設～

ほ場整備を分割発注した事例
～経営体育成基盤整備事業（ほ場整備事業）～

工程毎に分離するとともに、CM（コンストラクション・マネジメン
ト）方式を採用した事例
～千曲川流域下水道管路施設工事～

専門工事毎に分離発注している事例
～横浜植物防疫所高精度検定温室の建設～

CM方式を採用し、工事毎に分離発注した事例
～秋田県二ツ井町総合体育館建設工事～

詳細な仕様書を自ら作成し、システム開発を分離発注している事例
～長崎県情報政策課のシステム開発～

中小企業庁
事業環境部取引課

企画・デザインと印刷を分離発注した事例

事業名：佐賀県広報誌「海風つーしん」の発行

1. 調達物・調達内容の概要

<佐賀県広報誌「海風つーしん」の発行概要（平成18年度）>

発行部数：約5万1千部

発行頻度：年5回（7月、9月、10月、12月、3月）

総事業費：8,381,100円

2. 分離分割発注が採用された背景、理由

企画・デザインを含む大量の印刷物については、企画・デザインと印刷を分離することで、印刷に関係する県内中小企業への優先発注を図るねらいから、分離発注を行うこととした。

3. 分離分割発注の手順、方法

企画・デザインと印刷を分離することとし、企画・デザインについては、デザイン制作会社や広告代理店による企画競争入札で選定を行った。
企画・デザインに関する予定価格を提示して、紙面案等の一部の企画案を提案してもらい、関係部門の審査員5～6名で審査を行って採択業者を決定した。
印刷については、「海風つーしん」の仕様書を提示して指名競争入札で県内企業を選定した。

4 . 分離分割発注方式の効果

平成16年度からは分離発注したことにより、県内中小企業への優先発注が図られるとともに、コストも削減された。

	企画・デザイン	印刷(仕分け等含む)	計
平成15年度	11,812,500		11,812,500
平成16年度	4,021,500	3,787,476	7,808,976
平成17年度	3,937,500	4,024,595	7,962,095
平成18年度	3,990,000	4,391,100	8,381,100

専門工事毎に分離発注している事例

事業名：国立大学法人信州大学の宿舎建設

1. 工事の概要

<宿舎建設工事の概要>

- ・ 鉄筋コンクリート造5階建 B型住宅20戸、単b型住宅10戸
- ・ 建築面積：481.22 m² 延床面積：1817.55 m²
- ・ 工期：平成17年度
- ・ 工事総額：269百万円
- ・

<分離発注の内容>

分離発注の工事区分	落札業者	契約額
1. 建築工事	中小企業	208百万円
2. 電気設備工事	中小企業	29百万円
3. 機械設備工事	中小企業	30百万円
4. その他工事	中小企業	2百万円

2. 分離分割発注を採用した背景、理由

新営工事又は改修工事においては、適切に分離発注することにより適正な競争が発揮されることが期待され、また、専門工事業者と直接契約することで、工事の進捗等について直接交渉することができ施工の信頼性と品質の確保が期待できることとなる。さらに、国の方針に沿った中小企業者の受注の機会の増大を図る観点から職別に分離発注を行うこととした。

3 . 分離分割発注の手順、方法

- ・ 本事業の設計を企画提案コンペにより行った。この際に、建築、電気、機械等の専門工事に分離した設計とした。
- ・ 入札方式は、建築工事については公募型指名競争入札とし、県内の競争参加資格Bランクの有資格業者とし、工事实績等により11社の入札参加となった。
また、電気設備工事及び機械設備工事については、各々Bランクによる事業者10社による指名競争入札を行った。

4 . 分離分割発注の効果

- ・ 職別専門工事業者と直接契約することで、施工にあたって直接技術者と交渉することができ、それぞれの請負契約者の持つ数々のノウハウが発揮され、施工の信頼性と品質が確保された。また、適切な規模に分離することで中小企業者の受注の機会の増大が図られた。
- ・ 適正な規模の分離発注することで、各職別毎で適正な競争が発揮されるとともに、全ての工種を一括発注した場合と比べて下請等にかかる諸経費を低く抑えることが可能となった。

ほ場整備を分割発注した事例

事業名：18年度経営体育成基盤整備事業

1. 工事の概要

工事名	中瀬川南地区ほ場整備工事
工事場所	三重県伊賀市西明寺
工事概要	整地工事面積 = 8.1ha 道路工事距離 = 926.0m 用水路工事距離 = 1052.7m 排水路工事距離 = 1466.0m 排水路護岸工事距離 = 1250.0m 農道橋下部工事一式 水管橋下部工事一式 水管橋上部工事一式
工期	平成18年9月29日～平成19年3月20日（約172日間）
総事業費	190,575,000円（消費税込み）

経営体育成基盤整備事業（旧ほ場整備事業）とは、ほ場（水田）の一枚一枚に用水路、排水路、農道を配置し、区画を大きく整形することで効率的な農作業と生産性の高いほ場を造成する事業である。将来の担い手をにらんで、大型機械が導入できるような水田とするねらいがある。

2. 分離分割発注が採用された背景、理由

中瀬川南地域に係る河川には漁業権があり、工事の施工は漁期外の10月1日から翌年3月20日の間で行わなければならないという工期の制約があった。個人が所有する財産である農地を預かり、換地により整備する事業であるため、施工品質の均一性を確保する必要があった。このような観点から2分割することが適当と判断した。

3 . 分離分割発注の手順、方法

入札方式は、公募型指名競争入札方式とした。指名業者数については応募者が12者を超える場合は、提出された公募型指名競争入札審査基準の評価項目届出書を審査のうえ、評価点合計の上位12者を指名することとなっている。A工区、B工区ともに12者を超えて応募があり、審査の結果12者を入札参加者として指名し競争入札を実施した。その結果、中小企業が下記のとおり落札した。

区分	応募者数	指名業者数	落札価格
A工区	14者	12者	95,025,000円
B工区	14者	12者	95,550,000円
合計	-	-	190,575,000円

金額:消費税込み

4 . 分離分割発注方式の効果

適切な規模に分割したことにより、漁業組合との協議により設定された漁期外で工事の施工を行うことができ、また、施工品質の均一性を保つことができた。
工事の完了後、地盤沈下等が生じる場合があるが、地元業者が受注したことによって、メンテナンス等に速やかな対応が可能となった。

工程毎に分離するとともに、CM（コンストラクション・マネジメント）方式を採用した事例

事業名：千曲川流域下水道管路施設工事

1．調達物・調達内容の概要

<シールド工法による下水道管路施設工事の概要>

- ・ 距離：1,502m、内径：1,350mm
- ・ 工期：平成15年度～平成17年度
- ・ 事業総額：922百万円

<分離発注の内容>

分離した工事区分	工期	落札額
1工程：シールド・一次覆工工事（CM（コンストラクション・マネジメント）契約を含む）		
	H16.3～H18.1	595百万円
2工程：立坑工事一工区工事	H16.2～H18.1	208百万円
3工程：立坑工事二工区工事	H16.5～H17.12	14百万円
4工程：地盤改良等工事	H16.2～H18.1	105百万円

2．分離分割発注が採用された背景、理由

本事業はシールド工法による大型の工事であったことから、発注プロセスの透明化等を図るため、専門工事毎の工程に分離・分割するとともに、工事全体を一体的に施工するためCM方式を採用することとした。

なお、本工事を円滑に施工するためには、主要な工事であるシールド工事の受注者に工事全体の品質管理等をCMRとして担当させることが適切と判断した。

（注）CM（コンストラクション・マネジメント）方式とは、事業の発注主体が、CMR（コンストラクション・マネージャー）と契約し、設計、施工等のマネジメント業務の一部又は全部を代行させる方式。

3 . 分離分割発注の手順、方法

主要工事であるシールド・一次覆工工事につき、工事に精通した CMR を有することを条件とする一般競争入札を行った。また、他の立坑工事等の関連工事についても適正な規模である 3 工程の専門工事に分離して一般競争入札を行った。

4 . 分離分割発注方式の効果

(1) コスト構成等発注プロセスの透明化

4 工程に分離発注したことにより、一括発注では分かりにくいコスト構成や業者選定等発注プロセスが透明化された。また、CM により品質管理や工程管理をスムーズに行うことができた。

(2) 地元業者への受注機会の増加

大型の工事を分離したことにより、県内のゼネコン及び専門工事業者が、下請けではなく県と直接契約をすることができ、受注機会を増やすことができた。

(参考) シールド工法の概要

シールド工法とは、地盤中にトンネルを構築する工法で、シールドマシンと呼ばれる掘削機を地中に掘進させ、土砂の崩壊を防ぎながらその内部で掘削作業や覆工作業を行いトンネルを築造していく工法。

専門工事毎に分離発注している事例

事業名：横浜植物防疫所高精度検定温室の建設

1. 調達物・調達内容の概要

<高精度検定温室の概要>

- ・ 鉄筋コンクリート造2階建温室 延べ床面積 200㎡（1階は倉庫）
- ・ 工期：平成16年度
- ・ 工事総額：173百万円
- ・

<分離発注の内容>

分離発注の工事区分	落札業者	契約額
1. 建築工事（温室新築）	中小企業	69百万円
2. 建築工事（温室棚設置）	中小企業	6百万円
3. 電気工事	中小企業	2百万円
4. 特殊空調工事	大手企業	96百万円

2. 分離分割発注を採用した背景、理由

全体設計を行い概算で工事額を算出し、それを効率的に施工するための方法として、また、「中小企業者に関する国等の契約の方針」（平成16年7月16日閣議決定）に基づき、中小企業者の受注の機会の増大を図る観点から分離発注を行うこととした。

3. 分離分割発注の手順、方法

本事業は温室の建築に係る2工事、電気工事及び特殊空調工事の4工事に分離発注を行った。

建設工事2件及び電気工事については、競争参加資格「C」ランクの有資格業者による指名競争入札を行った。

一方、特殊空調工事は、外気と遮断したうえで、温度と湿度を制御する特殊な設備であることから、予定価格が70百万円を超える管工事となったため、競争参加資格「A」ランクの有資格業者によって指名競争入札を行った。

4 . 分離分割発注の効果

- (1) 適正な規模の分離発注による指名競争入札を行った場合は、各工種毎で適正なる競争が発揮され、全ての工種を一括発注した場合の一般的な落札率と比べて低く抑えることが可能となると推測される。
- (2) 分離発注を行った結果、品質面において、それぞれの請負契約者の持つ数々のノウハウが発揮され、一括発注した場合と比べても遜色がなく、結果的に、中小企業者の受注の機会の増大等、国が定める閣議決定の方針に沿うことができた。

CM方式を採用し、工事毎に分離発注した事例

事業名：秋田県二ツ井町総合体育館建設工事

1．調達物・調達内容の概要

鉄筋コンクリート造一部木造2階建て総合体育館一式
(工期：平成15年12月～平成17年6月)
・建築面積 4,247 m² ・延床面積 5,078 m² ・建物最高高さ 28.4m

2．分離分割発注が採用された背景、理由

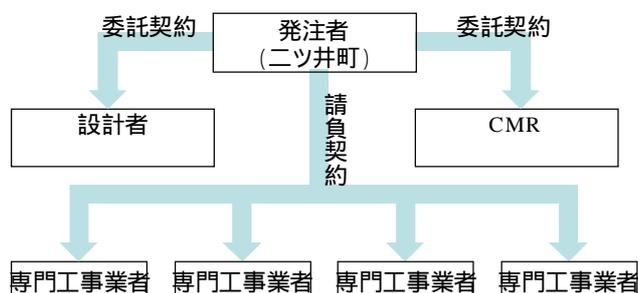
二ツ井町は、発注プロセスの透明化、工事コストの縮減等を図るため、CM(コンストラクション・マネジメント)方式を採用し、分離発注を行った。

(注)CM(コンストラクション・マネジメント)方式とは、建設事業の発注主体が、CMR(コンストラクション・マネージャー)と契約し、設計、施工等のマネジメント業務の一部又は全部を代行させる方式。

3．分離分割発注の手順、方法

CMRがプロジェクト内容を精査した上で、町は、工事内容を22工種に分離し、工種別に延べ105社(一工種につき5業者程度)による指名競争入札を行った。

< ニツ井町におけるCM方式による分離発注の仕組み >



4. 分離分割発注方式の効果

(1) 価格

官公庁基準の単価による一括発注の場合の見積りが約 17.8 億円であるのに対して、CM 方式による分離発注の見積りは約 12.6 億円であった。落札結果は 11.9 億円となり、一括発注をする場合に比べ約 5.9 億円、約 33.2%の削減ができたことになった。これに CMR へのマネジメントフィー（約 8%）の支払いを加えても、一括発注に比べれば約 25%のコストを縮減することができたこととなる。

< 一括発注と CM 方式による分離発注の比較 >

一括発注による 見積価格	CM方式による分離発注の 見積価格	落札価格	落札 / 一括 (/)
約 17.8億円	約 12.6億円	約 11.9億円	66.8% (33.2%)

(2) 発注プロセスとコストの透明化

22 工種に分離発注し、指名競争入札によって専門工事業者と町が直接契約したため、ゼネコンへの一括発注では分かりにくい発注プロセス及び各工種のコストが透明化された。

(3) 専門工事業者の意欲と技術力の向上

ゼネコンの下請けではなく、町との直接契約を通じて契約をすることが、今回工事を受注した専門工事業者にとっての自立心や意欲の向上につながり、技術経験の蓄積が高まった。

詳細な仕様書を自ら作成し、システム開発を分離発注している事例

事業名：長崎県情報政策課のシステム開発

1．調達物・調達内容の概要

知事からのミッションによって電子県庁を構築するための新たなコンピュータシステムの開発を開始。現在までのところ、電子決裁システムのほか、旅費申請や職員宿舎の入退居システムなど庁内事務に必要なシステム開発を行っている。

2．分離分割発注を採用した背景、理由

電子県庁の構築に必要とされていた開発費の抑制を実現するとともに、IT分野における地元中小企業を育成するため、システム開発における分離発注方式を行った。

3．分離分割発注の手順、方法

長崎県では、まず職員自らが、開発するシステムの備えるべき機能を明確化する作業を行っている。機能を明確にした後、外部の専門家の協力を得てシステムを開発するための詳細な設計仕様書を作成した。

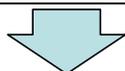
この設計仕様書は、必要となる機能ごとに分離して作成されており、この設計仕様書に基づいて機能ごとに分離発注を実施している。このような手順に従って開発した電子決裁システムの場合、コマンドツールやPDF書類の作成などの機能ごとに、合計7件の入札を実施し、システムの開発を行った。

< 詳細設計仕様書作成までの手順 >

【第一段階】

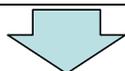
作成するシステムの画面デザインを職員自ら構想を練って明確化する。

構想が出来上がったらWebデザイナー等に依頼し画面デザインを作成する。



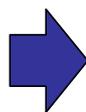
【第二段階】

画面デザインが完成したらSE等に依頼しデータベースのテーブル・フォーマットを作成する。



【第三段階】

画面デザインとデータベースが完成したらSEに依頼し設計仕様書を作成委託する。



< 分離発注 >



システムの機能ごとに数種類に分け、入札による分離発注を実施

4 . 分離分割発注の効果

- (1) 発注する側がシステムの内容を十分に把握することにより、開発した特定の企業への依存などの弊害を回避する効果があった。
- (2) 設計仕様書を詳細に作成することで、業務内容を明確にし、中小企業が入札に参加しやすくなる効果を生んだ。加えて、既成のパッケージソフトへの依存をなくし、システムをオープンにすることで、多くの企業の入札への参加を促すことが可能となった。
- (3) システム開発をこのプロセスを進めることにより、職員の人件費を加味しても、総合的に開発コストの低減が図られた。